

第四條 遺族手当の遺族に給與スルハ本人の子、配偶者父母祖父母又ハ同一戸  
籍内ニ在ル兄弟姉妹ノ向当社ニ於テ通常ト認ムル者ニ給與ス

### 勤続解雇手当支給表

勤続満一ヶ月以上三ヶ月未満ニ対シテハ一ヶ月ニ対シ日給一俵給一ヶ月五分  
満三ヶ月以上五ヶ月未満一ヶ月ニ対シテハ十五日分  
満五ヶ月以上十ヶ月未満一ヶ月ニ対シテハ十五日分  
満十ヶ月以上一ヶ年ニ対シテハ八日分  
但シ一ヶ年ニ満タザル端数計算ニ付テハ満一ヶ月ヲ以テ算位トス

## 高砂鐵工株式會社全従業員諸君に告ぐ

我々勞働者の生活は窮乏のどん底にありまます私達の現在には自らの手足をちりめ  
て辛かして其日々を暮して居るに過ぎない。然も一朝私共が怪我をした場合を考  
へる時又人間は生身たいつ病氣にふらふいと限らぬ。それ故に我々を考へる時心か  
らぬことをせよ。其用意が諸君にあるが更に若しも会社の都合で首を切られた  
時分論之は不考解雇であるが諸君用意はよいか。

私共は常に仕事を考へた時何ともしなけれはふらない。何とかして私共の生活の安  
定將來の幸福を身におはさるふいと信じて居る。我々は全従業員諸君の利益を代表  
して上記の要求を提出しました。御承知の通り高砂工業株式會社では之よりものとよ  
要する答へられて居ります。我々を考へます時鉄工の方でも本業に会社當局が私共鉄工の幸福  
について考へてをれば必ず我々永書の入れられずを信じて疑いません。か何と云ふても諸  
君が相互の利益の爲めに熱心と努力とをしなけれは目的を達する事は至難の事と思ひます。  
又故に諸君は其目的を達せむ爲めに日本勞働者同盟の幹部と協力して一糸乱れず團結を以  
て御進み下さい。お互の利益の爲めに將來の幸福のため！。只最後の目的を達す  
る爲めため徒らに感情に走り騒ぎ音動したり喧嘩口論等の事のない様にお互  
にいましめて我々共の目的のために御奮闘下さる様願ひます。